

# 平成26年度 福井市特定事業主行動計画実施状況報告

福井市では、平成17年3月に福井市特定事業主行動計画を策定し、職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、各種の取組みを進めています。平成26年度の実施状況について、「次世代育成支援対策推進法」第19条第5項に基づき、公表します。

## 1 主な取組み

### (1) 育児支援制度周知のための取組

男性職員の制度利用促進を図るため、「パパの子育て計画シート」の活用について職員インフォメーションで周知し、男性職員の計画的な育児参加と、周囲の職員による協力体制作りを呼びかけた。

### (2) 年次休暇の取得促進

ゴールデンウィークや夏季休暇、週休日等とあわせ連続した年次休暇の取得を呼びかけた。

### (3) 職員の意識啓発

採用2年目の職員を対象とした研修（平成26年5月に開催）において、福井市特定事業主行動計画についてまとめたリーフレット等を配布。各種育児支援制度の内容・取得要件等を周知するとともに、ワーク・ライフ・バランスについて意識啓発を図った。

## 2 育児のための休暇・休業等の利用状況

### (1) 子の出生における父親の特別休暇の取得状況

目標値：対象職員の取得率 100%

新たに子が生まれるときに取得できる「子の出生に伴う父親の養育休暇」及び「妻の出産に伴う休暇」の取得者数及び取得率

(対象となる男性職員数) ※1/1~12/31 出生分

H22: 62人、H23: 56人、H24: 68人、H25: 77人、H26: 56人

#### ・子の出生に伴う父親の養育休暇

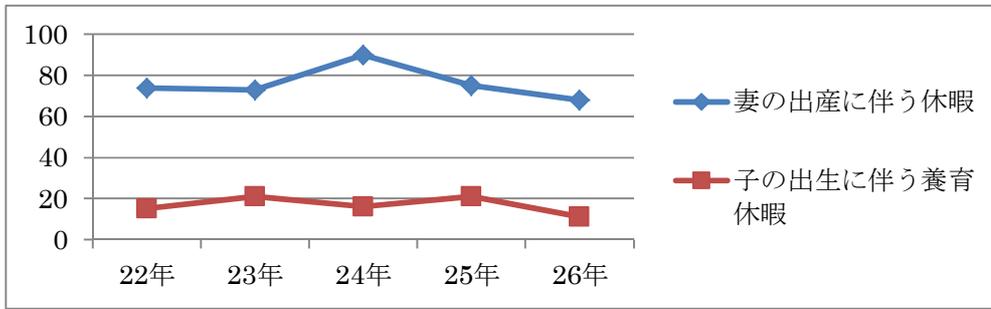
年	H22	H23	H24	H25	H26
人数	9人	12人	11人	16人	6人
取得率	15%	21%	16%	21%	11%

（出産予定日の6週間前の日から（就学前の子がいる場合）、出産の日以後8週の期間内に、生まれた子の付添い等のために5日の範囲で取得可

#### ・妻の出産に伴う休暇

年	H22	H23	H24	H25	H26
人数	46人	41人	61人	58人	38人
取得率	74%	73%	90%	75%	68%

（出産のために入院する日から出産の日以後2週間の期間内に、出産時の付添い等のために2日の範囲で取得可



(2) 子の看護を行うための特別休暇の取得状況

対象年に子の看護を行うための「子の看護休暇」の取得者数 (単位：人)

年	H22	H23	H24	H25	H26
男性	52	56	60	64	69
女性	40	60	67	71	69
全体	92	116	127	135	138

子が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日の範囲内で取得可

(3) 育児休業の取得状況

目標値：対象男性の取得率 10%

(単位：人)

年度	性別	H22	H23	H24	H25	H26
取得者数 (年度内で新たに育児休業が取得可能となった人数)	男性	0(64)	0(54)	0(61)	0(62)	2(54)
	女性	39(39)	49(49)	36(36)	52(52)	42(42)

平成26年度中に新たに育児休業を取得した職員の承認期間

(単位：人)

	6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超	合計
男性	2	0	0	0	0	0	2
女性	0	19	9	12	1	1	42
計	2	19	9	12	1	1	44

(4) 部分休業の取得状況

(単位：人)

年度	H22	H23	H24	H25	H26
男性	0	0	0	0	0
女性	8	5	11	15	25
全体	8	5	11	15	25

平成26年度取得者：25人

1日の部分休業取得時間内訳

(単位：人)

	30分以下	30分越60分以下	60分越90分以下	90分越	
前年度からの継続者	2	6	1	1	10
今年度新規取得者	2	8	2	3	15
計	4	14	3	4	25

### 3 年次休暇の取得状況

目標値：平均取得日数 12日

(単位 日)

年	H22	H23	H24	H25	H26
平均取得日数	8.79	8.67	8.80	8.15	8.07
(消防除く)	(9.45)	(9.30)	(9.50)	(8.81)	(8.69)

### 4 超過勤務縮減のための取組み

・毎週水曜日をノー残業デーと設定し、朝の放送で全庁に周知し、定時退庁を促した。また、水曜日に超過勤務を行う際には、理由を付した協議書の提出を求めた。(平成21年1月より)

(単位 %)

年度	H23	H24	H25	H26
ノー残業デー平均実施率(%)	78	86	86	78

※ 平成26年4月～平成27年2月集計分、変則勤務所属を除く

※ ノー残業デー平均実施率・・・  $\frac{\text{期間中の水曜日のノー残業デーに時間外勤務が命じられなかった所属数}}{\text{対象所属数}} \times \text{期間内の水曜日のノー残業デーの日数}$

- ・毎月所属ごとのノー残業デーを設定し、最低月1回の計画的な実施を促した。
- ・毎月第3日曜日(家庭の日)の翌日をノー残業デーと設定、朝の放送で全庁に周知し、定時退庁を促した。(平成21年4月より)
- ・毎月19日を「育児の日」と設定し、子育て環境にある職員の定時退庁を促した。(平成24年10月より)
- ・時差勤務制度の周知及び取得促進を図った。(平成21年5月より)

### 5 その他の取組

子どもとふれあう機会の充実として、子どもが父母の働く様子を職場で見学する「お父さんお母さんのしごと参観」を、小学生を養育中の職員を対象に実施した。